

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（独個）諮問第83号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（独個）答申第79号）

事件名：特定個人の民事法律扶助の援助事件に係る文書に記録された本人の保有個人情報の開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「A（開示請求者の配偶者）の民事法律扶助の援助事件に係る記録（援助申込書、法律相談票、受任者からの報告書類、その他提出された資料及び口頭・聞き取りなどで取得した情報を記録した書類一式）のうち、開示請求者の個人情報に記載された書類」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本司法支援センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年10月23日付け司支総第127号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されており、本答申ではその内容は記載しない。

開示をしない理由として、開示請求者の個人情報の存否を答えた場合、法14条2号に定める不開示情報を開示する事になる事をあげている。

この論法によれば、センターに対する個人情報の開示は利用者本人にしか許されないものとなってしまう。

これは、法1条に定める個人の権利利益を保護する事に反するものと考ええる。

よって、以下の点につき、確認及び説明を求めるものである。

- ・ 個人情報の存否を答えることが、法14条2号に定める不開示情報の開示となるのか。なるとするといかなる理由によるものか。法14条のどの部分に該当するものかを明示してほしい。なお、開示請求者はその

配偶者よりセンターを利用している旨は口頭により確認している。

- ・ 審査申立人の個人情報の全てを非開示とする理由。何故、一部開示もできないのか。
- ・ センター利用者以外が、その個人情報の存否及び内容確認・修正・削除を行うにはどのような方法をとればよいのか。個人情報の存否・確認が行う事ができないのであればそれが法の理に適っているかの説明を求め。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

以下の理由により、原処分を維持することが相当と考える。

本件開示請求において、開示請求者より提出された開示請求書には、開示を請求する保有個人情報として、「開示請求者に関する個人情報とその入手経路」と記載されているのみであり、法13条1項2号に定めのある、「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」としては不十分であったことから、開示請求者に対し補正を求めた結果、開示を求める保有個人情報を、「開示請求者の配偶者の民事法律扶助の援助事件に係る記録のうち、開示請求者の個人情報が記載された書類」と特定した。

しかし、当該情報は、開示請求者の配偶者（開示請求者以外の個人）に関する情報でもあることから、仮に開示請求に係る保有個人情報の存否を答えた場合、開示請求者の配偶者に関する保有個人情報の存否についても回答することとなり、法14条2号において不開示情報と規定されている「開示請求者以外の個人に関する情報」を開示することとなる。

よって、本件開示請求を、法17条に該当するものとして、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにすることなく、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当であると考え。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年12月25日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月23日  | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年2月5日      | 審議            |
| ⑤ 同月27日       | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象保有個人情報については、その存否を答えるだけで、開示請求者の配偶者（開示請求者以外の個人）に関する法14条2号の不開示情報を開示すること

となるため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、開示請求者以外の個人（開示請求者の配偶者）を特定した上で、当該個人が民事法律扶助の援助事件でセンターを利用したことを前提として、当該利用に伴い作成、取得された文書に記録された開示請求者本人に係る保有個人情報の開示を求めており、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、開示請求者以外の特定の個人が民事法律扶助の援助事件でセンターを利用したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。また、当該情報については、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとすべき事情は認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(3) したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、法14条2号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司